

3か月間

## 水道料金の基本料金が免除になります

長引くコロナ禍での原油価格や物価の高騰に対し、市民および事業者への支援として水道料金の基本料金を3か月間免除します。

### 期間

令和5年1月分(3月請求分)から3か月間

### 対象

上下水道局と給水契約を締結し、水道を利用している世帯および事業者

### 実施方法

水道料金の請求から基本料金相当額を差し引く方法で実施します。(申請不要です)

### 免除される1ヵ月分の基本料金

メーター口径	基本料金(税込み)
13mm・20mm	631円

## — 共同住宅などの所有者・管理会社のみなさんへ —

上下水道局のメーター1個で複数の世帯へ給水している共同住宅※についても、入居者の水道料金の請求に関して免除分を考慮頂きますよう、ご協力お願いします。

※連合専用給水装置といいます。

料金の計算方法は、メーター口径を13mmとみなして、1戸(世帯)につき13mm口径の料金を適用します。この場合の基礎となる使用水量は各戸(世帯)均等に使用したものとみなします。

### 連合専用給水装置使用者の免除額の計算例

登録されている世帯数が6世帯の場合  
建物全体の基本料金は、631円×6世帯で  
免除額は、3,786円(税込み)となります。